

「令和 7 年度スタートアップ支援業務」に係る
公募型プロポーザル実施要領

1 目的

スタートアップ支援業務は、本市のスタートアップ支援戦略に基づき、スタートアップ企業やスタートアップを目指す起業家、その支援者等を本市に呼び込み、海外や都市部等との連携を推進してコミュニティを形成し、地域課題の解決やビジネス創出を支援するとともに、これからの社会に適応できるアントレプレナーシップマインドを持つ人材を育成することで地域産業を活性化するスタートアップエコシステムの構築を目指すものである。

当該業務の専門性や特殊性を考慮し、最適な事業者を選定するため、一定の条件を満たすものから提案書の提出を受け、当該提案書の審査を行い、候補者を選定するため、参加資格などの必要事項を定める。

2 業務概要

- | | |
|-----------|---------------------------|
| (1) 業 務 名 | 令和 7 年度スタートアップ支援業務 |
| (2) 業務場所 | 下関市内及びスタートアップが集積する都市 |
| (3) 履行期間 | 契約締結日から令和 8 年 3 月 3 1 日まで |
| (4) 業務内容 | 別紙 1 ～ 4 「仕様書」のとおり |

3 予算

見積り限度額 2 7 , 7 0 0 , 0 0 0 円（消費税及び地方消費税を含む。）

4 日程（予定を含む。）

- | | |
|---------------------|---|
| (1) プロポーザル実施の公告日 | 令和 7 年 6 月 3 日（火） |
| (2) 参加申込書の提出期限 | 令和 7 年 6 月 10 日（火）正午まで |
| (3) 参加資格審査結果通知 | 令和 7 年 6 月 12 日（木）までに通知 |
| (4) 質 問 の 受 付 期 間 | 令和 7 年 6 月 3 日（火）から
令和 7 年 6 月 17 日（火）17 時まで |
| (5) 質 問 に 対 す る 回 答 | 令和 7 年 6 月 20 日（金）17 時まで |
| (6) 提 案 書 提 出 期 限 | 令和 7 年 6 月 27 日（金）17 時まで |
| (7) プレゼンテーション | 令和 7 年 7 月 10 日（木）
詳細は参加資格を得た提案者に後日通知する。 |
| (8) 選 定 結 果 通 知 | 令和 7 年 7 月 11 日（金）に通知 |

5 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たしている者とする。

- (1) 本業務を確実に遂行するための実施体制を構築できること。
- (2) 法人等の団体であること。

※複数の団体が共同して応募する場合は、その中で代表団体を定め、共同事業体構成書（様式第3号）及び共同事業体連絡先一覧（様式第4号）を提出すること。（応募に関する責任、本業務に関して生じた責任は構成団体が連帯責任を負う。）

※応募団体の構成員は、本業務における他の応募団体の構成員になることはできないものとする。

- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (4) 企画提案書の提出期限において、下関市競争入札参加有資格者指名停止等措置要綱に基づく指名停止等の措置を受けていないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てを行なっている者（更正手続開始又は再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

6 参加申込手続

本業務に関して参加意思がある場合は、次により提出するものとする。

(1) 提出書類

ア 参加申込書（様式第1号）

イ 事業者概要等整理票（様式第2号）

※共同事業体にあつては、構成員すべてのものを提出すること。

ウ 下関市物品・役務競争入札参加有資格者名簿に登録がない者は以下の添付書類

※共同事業体にあつては、構成員すべてのものを提出すること。

(ア) 市税滞納がない旨の証明書の写し（本市に対して納税義務がない場合は、添付不要。）

(イ) 登記事項証明書

(ウ) 財務諸表（最新決算年度の貸借対照表、損益計算書等）

※ア及びイについては、提出書類の提出日から起算して3月以内に発行されたもの。

(2) 提出方法

①提出書類すべてを電子メールで提出すること。

※参加申込書（様式第1号）については、必要事項を記入しPDF化すること。

※提出期限までに、事務局に電話で到着を確認すること。

(3) 提出期限

令和7年6月10日（火）正午まで 必着

(4) 提出先

下関市産業振興部産業振興課（事務局）

（提出先電子メールアドレス：sgshokos@city.shimonoseki.yamaguchi.jp）

(5) 参加資格審査の結果通知

ア 通知日 令和7年6月12日（木）までに通知

参加申込書を提出したにもかかわらず、参加資格審査結果の通知がない場合は、令和7年6月13日（金）17時までに電話で事務局に確認すること。

イ 通知方法

電子メールにて通知

ウ その他

審査の結果、参加承認を受けた事業者は質問及び企画提案書による提案ができる。

審査の結果については、当該通知日の翌日から起算して3日以内に、書面（任意様式）にて下関市に説明を求めることができるものとする。

7 質問の受付及び回答

(1) 質問

ア 提出様式 別添「質問書（様式第5号）」

イ 提出方法 電子メール

ウ 受付期間 令和7年6月3日（火）から
令和7年6月17日（火）17時まで

エ 提出先 「6（4）提出先」と同様とする。

(2) 回答

ア 回答方法 電子メール

イ 回答日 随時回答

※参加資格を認めたものの全てに質問と回答を共有する。

8 提案書作成方法等

(1) 提出書類

- ア 企画提案書（表紙に「正本」、「副本」と明記）
- イ 見積書（表紙に「正本」、「副本」と明記）

(2) 企画提案書及び見積書の様式等

- ア 様式
任意
- イ 用紙

日本産業規格 A 4 判とすること。ただし、視認性等の問題により、A 4 判に記載することが困難である場合に限り、日本産業規格 A 3 判用紙の使用を認める。その際は、A 4 判のサイズに折り込んで使用すること。

(3) 提出部数

企画提案書及び見積書について、正本（紙媒体）1 部、副本（紙媒体）8 部を提出すること。また、正本の電子データ（CD-R 又は DVD-R）1 部を提出すること。

(4) 提出期限

令和 7 年 6 月 27 日（金）17 時 必着

(5) 提出方法

持参又は郵送

なお、郵送の場合は、受け取り日時及び配達されたことが証明できる方法によることとし、郵便事故等については、下関市はその責めを負わないものとする。

(6) 提案書の作成方法

別紙 1～4「仕様書」及び別紙 5「評価基準」を踏まえ作成すること。
なお、記載の順序は、別紙 5「評価基準」の表における各項目に順じて作成すること。

(7) 見積書の作成方法及び注意事項

- ア 業務履行に要する経費についての見積額を作業項目別に記載すること。
- イ 積算にあたっては、内訳（積算根拠）を明らかにすること。
- ウ 見積り限度額の範囲を超える見積書を提出した場合は選考会への参加を無効とし、失格とする。
- エ 見積金額には、貴社が消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約希望金額（課税事業者は、消費税及び地方消費税を加算した金額）及び当該金額の 110 分の 100 に

相当する金額を記載すること。

オ 見積書には、件名、金額、住所、社名及び代表者（代理人で指名参加登録している場合は、代理人）を記載し、代表者印（代理人の場合は、代理人の印）を押印すること。

(8) 提出先

「6（4）提出先」と同様とする。

9 審査方法

(1) 評価基準

別紙5「評価基準」のとおり

(2) プレゼンテーション及びヒアリングの実施

提案内容について、提出した資料を用いて非公開のプレゼンテーション及びヒアリングを実施する。

ア 日 程 令和7年7月10日（木）

イ 実施場所 下関商工会館3階 会議室

（下関市南部町21番19号 下関商工会館3階）

ウ 出席者 最大3名

※複数の団体が共同して応募する場合は、代表団体から1名以上出席すること。

エ 実施時間 30分程度（説明約20分、質疑約10分）

オ 貸出物品 机、椅子、スクリーン、プロジェクター

プロジェクターを使用する場合は、事前に事務局まで連絡すること。またノートパソコン、接続コード等は企画提案者が用意すること。

カ その他

プレゼンテーションの順番は下関市が提案書を受理した順番とする。プレゼンテーションに出席しない場合、辞退したものとみなし、選定しない。

(3) 候補者の選定方法

ア 市が設置した受託候補者選定審査会が提案内容の審査を行い、別紙5「評価基準」に基づき評価を行う。

イ 失格者を除き、各評価項目の評価点の合計（以下「総合点」という。）が最も高い者を候補者とし、随意契約の交渉を行う。ただし、その者と合意に至らない場合は、総合点が次に高い者と交渉を行う。

ウ イにおいて、総合点が同一の企画提案者が複数いた場合には、審査員の多数決により決定する。

エ イ及びウにかかわらず、総合点が評価点全体の60%未満の場合には候補者として選定しない。

1.0 選定結果について

選定結果は、候補者の選定後にプレゼンテーション・ヒアリングに参加した全ての企画提案者に対し、「選定結果通知書（様式第6号）」により通知する。

また、選定結果通知書を発送した日の翌日以降に、次の項目を下関市のホームページ（事業者の方＞入札・契約・登録＞下関市業務委託等の部屋＞プロポーザル情報）に公表する。

- (1) 所管課及び業務名
- (2) 企画提案者数
- (3) 候補者の名称及び総合点

1.1 締結に向けての協議

- (1) 提案内容がそのまま契約内容となるものではなく、候補者と当該業務の仕様等について交渉を行った上で、見積書の提出を求め、契約を締結することとする。
- (2) 業務の全部又は主要部分を一括して第三者に再委託することは認めない。
- (3) 業務の実施に際しては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の規定に基づきこれを適切に取り扱うものとする。

1.2 情報公開

市は、提出された提案書等について、下関市情報公開条例（平成17年2月13日条例第16号）の規定による請求に基づき、第三者に開示することができるものとする。

ただし、法人等の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は非開示となる場合がある。

また、本プロポーザルによる契約締結前において、公正又は適正な候補者選定に影響がでるおそれがある情報については契約締結後に開示する。

1.3 その他

(1) 提出書類の取扱い

ア 提出された書類は返却しないものとする。

イ 提出後の訂正、差し替えは、市から指示があった場合を除き認めない。

ウ 提出された書類は、本プロポーザルにおける候補者選定以外の目的で

は使用しない。

エ 提出のあった書類は、選定作業において必要な範囲で複製する場合がある。

(2) 本プロポーザルに係る費用については、全て参加申込者の負担とする。

(3) 参加申込書の提出後に本プロポーザルへの参加を辞退するとき（選定後に辞退する時も含む。）は、辞退届（任意様式）を提出すること。

(4) 以下のいずれかに該当する企画提案者は失格とする。

ア 参加資格要件を満たしていない場合又は満たさなくなった場合

イ 提出書類に虚偽の記載があった場合

ウ 実施要領に示した提出期日、提出先、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合

エ 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

オ プレゼンテーション開始時間までに会場に来なかった場合

カ 参考見積書の金額が、見積り限度額を超過した場合

(5) 参加申込者又は企画提案者が 1 者の場合においても、本プロポーザルを実施する。

(6) 提案書の著作権は、当該提案書を作成したものに帰属するものとするが、当該業務の契約相手となったものが作成した提案書については、下関市が必要と認める場合には、下関市は事前に通知することにより、その一部又は全部を無償で使用（複製、転記又は転写をいう。）することができものとする。

(7) 参加申込者は、本プロポーザルの実施後、不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできないものとする。

(8) 手続において使用する言語及び通貨単位は、日本語及び日本国通貨に限る。

(9) 今後、本市が本事業の 2 年目以降の事業を実施する場合、本プロポーザルにより選定した受託事業者と随意契約する場合がある。

1 4 提出・問い合わせ先（事務局）

下関市産業振興部産業振興課（担当：森本、原田）

〒750-0006 下関市南部町 2 1 番 1 9 号 下関商工会館 4 階

電話：083-231-1265 FAX：083-235-0910

電子メール：sgshokos@city.shimonoseki.yamaguchi.jp

1 5 施行期間

本要領は、令和 7 年 6 月 3 日から施行し、本業務の契約締結をもって、その効力を失う。